

畜産クラスター事業（施設整備事業）の注意点

○中心的な経営体に位置づけられた畜産農家が施設整備等を行うが、ただ単に施設整備やリースによる機械導入を個人の農家が行いたいという要望だけでは不十分である。

地域の関係者が畜産農家と一緒にあって、地域の特性を踏まえながら将来に向けてどのような畜産振興ビジョンを描くのか、その実現のためにどのような体制を構築し、どのような技術体系を導入していくのか等を時間をかけて十分議論することが重要であり、その結果として、地域が抱える課題、目指すべき姿、構成員の役割及び行動計画等を具体的にクラスター計画にとりまとめること。畜産クラスター事業は、畜産クラスター計画を実行する事業である。

○県や市町村の予算措置（当初予算）が必要であり、市町村の協力や理解が得られない事業は実施できない。また、補助事業は年度内執行が基本となる。

○畜産クラスター協議会の設立を行うこと。なお、県内で実施のすべてのハード事業の協議会事務局は市町村である。

○法人化及び地域の平均以上の飼養規模の拡大が必要である。

○補助事業で整備した施設や設備は、耐用年数の期間、取組主体が善良に管理する義務を負い、また事業上の要件を満たし続けなければならない。

○株式会社のうち、大企業及びその支配を受ける子会社、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営まない会社は、事業に参加出来ない。

○過去に取組主体が他の国庫補助事業により施設整備を行っている場合、その施設に関して、「補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律」その他関係規程に基づき、適切な利用、報告等がなされていること。

○新規の土地が必要になる規模拡大や移転については、予め土地の確保がされていること。農地転用等必要な許認可事務は事業の採択不採択に関わらず要望提出後、直ちに進めること。

○補助金の資金について、自己資金や融資など事前に準備すること。なお、補助金額は交付決定後変更が必要となる場合がある。

○家畜伝染病発生時の埋却地が確保（増頭・増羽分を含む）されていること。

○補助事業で整備する施設については、多額の国の財源が投入されることを十分認識し、各種法令を遵守すること。特に、家畜排せつ物の管理については、関係法令に基づき適正な処理が行われており、施設整備後もその規模に応じて、適切な家畜排せつ物等の処理が行われる計画となっていること。また、必要に応じて地域に対する事業説明を適切に行うこと。

○整備する施設は新品、新築、新設が基本であり、耐用年数5年以上のものが対象となる。既存施設の代替として同種、同能力のものを再整備するいわゆる更新は事業対象外となる。

○国に提出する要望書、県や市町村の予算措置に基本設計書が必要となる。農林水産事務所や市町村が指示する期日までに提出すること。

○事業を進める上で、また、事業後の国の検査等の場面で、建築設計や補助事業に関する知識や経験が必要になる場面が多いため、例えば過去に畜産の補助事業を実施した経験がある責任の持てる設計士を選定し、事業実施に向けた進行管理等を相談すること。なお、基本設計書の作成には事業規模によっては多額の費用が必要となるが、補助対象とはならない。

○要望はしっかりと計画を固めてから提出すること。

○国や県の指導に従うこと。